

「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案（仮称）」
概要について

1. 趣旨

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号）の一部が平成 28 年 4 月 1 日より施行される。
- 同法の趣旨を踏まえ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 47 条の 4 に基づく派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 137 号）についても所要の改正を行う。

2. 概要

- 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等に以下の項目を追加する。
派遣元事業主は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 2 条第 1 号に規定する障害者（以下単に「障害者」という。）である派遣労働者から派遣先の職場において障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情等の申出があった場合等において、同法第 36 条の 3 の規定による措置を講ずるに当たって、派遣元事業主において実施可能な措置を検討するとともに、必要に応じ、派遣先に協力を要請すること。
- 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等に以下の項目を追加する。
派遣元事業主は、派遣先との間で労働者派遣契約を締結するに当たっては、派遣元事業主が当該派遣先の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、障害者であることを理由として、障害者を排除し、又はその条件を障害者に対してのみ不利なものとはならず、かつ、これに基づき障害者でない派遣労働者を当該派遣先に派遣してはならないこと。
- 紹介予定派遣に以下の項目を追加する。
派遣元事業主は、派遣先が紹介予定派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為を行う場合に、障害者雇用促進法第 36 条の 2 又は第 36 条の 3 の規定による措置を講ずるに当たっては、派遣元事業主において実施可能な措置を検討するとともに、必要に応じ、派遣先に協力を要請すること。

- その他所要の規定の整備を行うこと。

3. 根拠条文

労働者派遣法第 47 条の 4

4. 適用日

平成 28 年 4 月 1 日（予定）